

平成十八年十月三十一日受領  
答弁第一〇四号

内閣衆質一六五第一〇四号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のサービス残業に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のサービス残業に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

平成十八年十月二十五日現在、外務省欧州局ロシア課で勤務している職員（以下「ロシア課職員」という。）の数は、二十二名であり、このうち超過勤務手当の支給対象となる職員の数は、二十名である。

三について

超過勤務を行うことにより、外務省職員に対して、公費で食事が提供されるという事実はない。

四について

平成十七年十月三十一日現在及び同年十一月三十日現在のロシア課職員で超過勤務手当の支給対象となる職員の数は十九名であり、このうち、実際に超過勤務手当が支給された職員数及び超過勤務時間の累計は、平成十七年十月が十八名で八百六十八時間、同年十一月が十九名で千六百九十五時間である。

五について

外務省においては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条の規定が適用される職員が超過勤務命令に従い正規の勤務時間を超えてした勤務については、当該正規の勤務時

間を超えて勤務した全時間に対して、超過勤務手当を当該職員に支給している。